

小牧市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求について監査を実施したので、同条第4項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成28年9月30日

小牧市監査委員 伊藤 二三

小牧市監査委員 小島 倫明

## 1 監査の請求

### (1) 請求人

小牧市 ●●●● 他 4 名

### (2) 請求の受付

平成 28 年 7 月 29 日

### (3) 補正の実施

平成 28 年 8 月 5 日～平成 28 年 8 月 12 日（8 日間）

具体的に証する書面の添付及び請求書の記載内容に不足があったため。

## 2 請求の要旨

(1) 平成 28 年 7 月 7 日（木）午後 7 時より、参議院議員通常選挙愛知県選挙区に立候補している自由民主党愛知県選挙区公認候補者(以下「A 候補者」という。)の個人演説会が J A 尾張中央本店で開催された。

(2) 小牧市長(以下「市長」という。)は特段の出席要請を受けていないが、この個人演説会に出席した。なお、A 候補者とは互いに元愛知県議会議員という繋がりがあった。

(3) 選挙活動は正しく政治活動であり、A 候補者の個人演説会に公用車を使用して出掛け、応援演説をした行為は、市長の公務とは解し難く政治活動である。

(4) 小牧市公用車管理規程第 9 条には、公用車は市の行政上必要な業務以外に使用することはできないと規定されており、政治活動に漫然と公用車を使用することは、違法な行為である。

(5) したがって、違法な公用車の使用により発生した委託料は、違法又は不当な公金の支出に当たることから、市が違法、不当に支出した金額につき、市長に対し返還請求等必要な措置をとるよう勧告することを求める。

(6) 請求書に添付された事実を証する書面

ア 7 月 7 日分運行管理報告書（日報）の写し

イ 特別職車運行管理業務委託契約書の写し

ウ 7 月 7 日分運行管理報告書（日報）をもって返還請求額の支出に

関する事実証明書とする旨の申立書  
エ 小牧市公用車管理規程

### 3 請求の受理

本件請求について法第242条の要件を具備しているものと認め、平成28年8月17日に受理した。

### 4 監査の実施

#### (1) 監査対象部署

市長公室秘書政策課

#### (2) 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づき、平成28年8月31日に監査会議室において、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求代表者他2名が出席し、請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

ア 請求書に記載した時間外運行実施時間3時間30分は、午後5時15分から午後8時45分である。

イ 市長は自由民主党を除名されている。個人演説会の案内状は自由民主党小牧支部長名で送付すること及び案内状を市長に送付していないことを同支部長に確認した。

ウ 市長は公務についてどのような判断の幅を持っているのか。本件については裁量の幅を逸脱している。

エ 市長としての立場ではなく、個人として自らの気持ちを表すために出席したと思われる。

オ 参議院議員選挙に当たって、全ての候補者に等しく応援演説を行えば、当選のあかつきには、小牧市と中央のパイプができると想定される。しかし、市長は別の日に同じ場所で開催された他の候補者の個人演説会には出席しておらず、特定の候補者のみ応援演説をした行為は政治活動である。政治活動を公務と捉えることはできない。

#### (3) 監査対象部署の陳述の聴取

平成28年8月31日に監査会議室において市長公室長他1名の職員より、以下の内容の陳述を聴取した。

- ア A候補者の個人演説会についての出席依頼、案内状等は届いていないが、小牧市内で開催されるとの情報を得たので、他の公務と重なっておらず、出席可能な日程であったため、出席することとした。出席の最終判断は市長である。なお、案内状等が届いていない理由については確認していない。
- イ 市長が行う公務は、市民福祉の増進や行政の円滑な執行のため、小牧市の代表者としての立場で行う行為と捉えている。A候補者は、現職の国会議員であり、市長として地元選出の国会議員と友好・信頼関係の維持増進を図ることを目的に、また市内で開催される個人演説会への出席は社会通念上儀礼の範囲内であると判断したことから公務として出席した。
- ウ 市長の演説は、A候補者がこれまで小牧市の発展について、国と地方とのパイプ役として尽力されたこと、併せてこれからの小牧市の発展への尽力もお願いした内容であった。
- エ A候補者の個人演説会は、衆議院議員、県議会議員、市議会議員など100人程度の出席者があった。
- オ 出席に際して祝儀等の公費の支出はなかった。
- カ 平成24年の衆議院議員選挙、平成25年の参議院議員選挙においても、候補者の個人演説会に公務として出席をしている。
- キ 特別職車運行管理業務委託に係る基本外委託料については、四半期ごとの支払いとなっており、7月7日分は7月から9月分として支出する予定である。

#### (4) 監査の対象事項

A候補者の個人演説会に出席するために要した公用車の運行に係る委託料について、違法又は不当な公金の支出にあたる事実があるかどうかを監査の対象とした。

#### (5) 認定した事実

ア 7月7日に公用車を使用した市長の行動は以下のとおりであることが確認された。

(ア) 午後6時20分に市役所を出発し、JA尾張中央本店において

個人演説会に出席

(イ) 個人演説会終了後、市長宅に送り、午後 8 時 35 分に市役所到着

(ウ) 随行者は、市長公室秘書政策課秘書係長

表 1 平成 28 年 7 月 7 日の公用車運行管理状況

使用時間	経路	走行距離
午前 8 時 ～8 時 15 分	(始業点検)	71km
午前 8 時 25 分 ～10 時 15 分	市役所～市長宅～名古屋市市内～市役所	
午後 2 時 35 分 ～4 時 10 分	市役所～市内～市役所	
午後 6 時 20 分 ～8 時 35 分 (終業：8 時 45 分)	市役所～J A 尾張中央本店 (市内) ～市長宅～市役所	

#### イ 特別職車運行管理業務について

市は、市長車及び他の特別職車の車両運行管理を委託しており、委託車両の運行は、午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分までを基本とした契約としている。

時間外、土・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間の運行については、基本外とし内容は以下のとおりであることが確認された。

なお、委託料の支払いは四半期ごととなっている。

表 2 基本外の委託料の取り扱い

項目	単価	備考
休日業務委託料	2,300 円/時間	午後 10 時から午前 5 時までは 2,600 円/時間
時間外委託料	2,100 円/時間	午後 10 時から午前 5 時までは 2,600 円/時間
時間外 (食事) 加算料	800 円/回又は 現物支給	業務が午後 5 時 15 分以前から 始まり、午後 8 時を超えた場合

ウ 特別職車運行管理業務基本外委託料の本件に係る支出

平成28年7月から9月分の委託料の支出に係る行為は契約上、10月以降に行われる予定であり、現時点では本件に係る支出行為は行われていないが、運行管理報告書（日報）及び陳述より、本件に係る支出行為が行われることが相当の確実さで予測されることが確認された。

5 監査委員の判断

請求人の陳述、監査対象部署の陳述の聴取、認定した事実並びに関係書類に基づき、本件請求について次のように判断する。

- (1) 普通地方公共団体における首長の公務の範囲について判例では、「普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法第1条の2第1項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである。（最高裁平成18年12月1日第二小法廷判決）」としている。
- (2) また、国は、地方公共団体が上記役割を十分に果たすことができるようにするため、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務、全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実

施等を行うものとされており（法第1条の2第2項）、国の行う上記のような事務、施策及び事業が、地方公共団体の行い得る施策の内容や社会的及び経済的な環境の整備拡充に多大な影響を及ぼし得るものであることを考慮すれば、地方公共団体の首長が当該地方公共団体を選挙区とする国会議員候補者の個人演説会へ出席し、応援演説を行うことは、地元選出の国会議員との間に良好な関係を築き、市政の円滑な運営や維持発展を期するものであるといえることができる。（平成22年5月7日東京地裁判決同旨）

- (3) したがって、市長によるA候補者の個人演説会への出席等は、地方公共団体の上記役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができるものである。また、A候補者が現職の国会議員であること、今回の個人演説会が市内で開催されたものであることを考慮すれば、出席要請がなかったとはいえ、個人演説会への出席等は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものであるといえることはできないといえるべきである。

さらに、請求人は、市長がA候補者についてのみ個人演説会へ出席し、応援演説を行ったことを問題とするようであるが、地方公共団体の長は、自らの政策を掲げて立候補し選挙によって選出された者であるから、自らの政策実現への協力を期待し得る国会議員候補者のみについてその支持を表明する等の行為を行うことは許容されているといえるべきであって、どの候補者について支持表明等を行うかについては長の裁量にゆだねられているといえるべきである。そうすると、仮に、請求人の主張するとおり、市長がA候補者についてのみ個人演説会への出席等を行ったものであったとしても、そのことのみでは、市長による前記の個人演説会への出席等が地方公共団体の上記役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができるとの前記判断を左右するものであるといえることはできない。（平成22年5月7日東京地裁判決同旨）

- (4) 以上のことからすれば、市長によるA候補者の個人演説会への出席等は、小牧市の事務であるといえるべきであり、そのため、本件公用車の使用も違法であるといえることはできない。

## 6 監査の結果

以上の判断により、本件請求に係る違法な公用車の使用により発生した委託料が違法、不当な支出であるとの請求人の主張には理由がないので、請求人の請求を棄却する。